官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁七三）　一
〔その他告示〕
○全国交通安全活動推進センターの代表者氏名変更の件（国家公安委二四）　一
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二六九）　二
○国立水産大学の施設及び訓練機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二六九）　二
○肥料を登録した件（農林水産一一三五、一一三六）　三
○航空運送事業の基盤強化に関する方針の一部を改正する告示（国土交通五三二）　三
○運輸審議会から答申があった件（同五三三）　三
○水先免状を無効とした件（同五三四）　三
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（茨城県公安委五五）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（岐阜県公安委一一）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（愛知県公安委一七）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（三重県公安委一九）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（滋賀県公安委八九）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（京都府公安委一一二）　六
○指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（大阪府公安委九一）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（同九二）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（兵庫県公安委一四一）　七
〔国会事項〕
内閣　消費者庁　法務省
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
登録海技免状更新講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　七
登録海技免状失効再交付講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　七
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）　七
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　七
登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　七
国土交通省防災業務計画の修正要旨の公表について（同）　八
保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁告示配一）　八
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配五九）　八
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
有権者申出方関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係
会社その他

法規的告示

○金融庁告示第七十三号

ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スティーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション・リミテッドより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗の変更）があったので、同法第百八十九条後段の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月十六日

金融庁長官　伊藤　豊

日本における主たる店舗　東京都千代田区大手町一丁目五番一号

その他告示

○国家公安委員会告示第二十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の三十二第一項の規定により全国交通安全活動推進センターとして指定した一般財団法人全日本交通安全協会から代表者の氏名の変更の届出があったので、交通安全活動推進センターに関する規則（平成十年国家公安委員会規則第三号）第十二条において準用する同規則第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月十六日

国家公安委員会委員長　坂井　学

一　全国交通安全活動推進センターの代表者の氏名

(一)　変更前の氏名　川村　隆

(二)　変更後の氏名　宗岡　正二

二　変更の年月日　令和七年七月八日

○外務省告示第二百六十九号

令和七年六月二十日にポートモレスビーで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパプアニューギニア独立国政府との間に行われた。

令和七年七月十六日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　四億二千二百万円

3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日

4　署名者

日本側　望月寿信在パプアニューギニア大使

パプアニューギニア側　ジャスティン・トカチェンコ外務大臣

○外務省告示第二百七十号

令和七年六月二十日にポートモレスビーで、国立水産大学の施設及び訓練機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパプアニューギニア独立国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　国立水産大学の施設及び訓練機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　三十二億五千五百万円

3　贈与の供与期限　令和十三年十二月三十一日

4　署名者

日本側	外務大臣	岩屋　毅
	令和七年七月十六日	
パプアニューギニア側	チェンスティン・ジャスティン・パトカ外務大臣	
	令和七年七月十六日	

○農林水産省告示第千百三十五号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和七年五月二十六日付けをもつて次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項（同法第三十三条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和七年七月十六日　農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109485号	化成肥料	サンオルガ2772	太陽肥料株式会社	茨城県神栖市砂山４番地
生第109489号	液状肥料	ユロン改良25	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第109499号	液状肥料	ユロン改良20	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第109500号	配合肥料	くみあい尿素苦土炭カル入り粒状複合575―Ca１	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第109501号	配合肥料	くみあい苦土ケイカル入り粒状複合818―Cu１	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第109507号	汚泥肥料	きたのしずく	札幌バイオフードリサイクル株式会社	北海道札幌市東区中沼町45番19
生第109508号	汚泥肥料	きたのみのり	札幌バイオフードリサイクル株式会社	北海道札幌市東区中沼町45番19
外第109498号	化成肥料	Nova Calphos	Rotem Amfert Negev LTD.	イスラエル国アラヴァ　ミショールローテム
			ICL JAPAN株式会社（国内管理人）	東京都文京区後楽二丁目２番22号

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109472号	家庭園芸用複合肥料	TY液肥605号	中島商事株式会社	愛知県豊明市沓掛町石畑158番地
生第109478号	化成肥料	微量要素入り高度化成250号	東豊株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第109484号	被覆窒素肥料	くみあい40被覆尿素JコートS180	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第109502号	化成肥料	くみあい尿素入り高度化成400号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海３丁目３番１号
生第109503号	化成肥料	くみあい尿素入り窒素加里化成62号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海３丁目３番１号
生第109513号	液状肥料	新東液体けい酸肥料２号	新東化学工業株式会社	千葉県市原市八幡海岸通11番１
生第109514号	化成肥料	苦土有機入り化成315号K	九鬼肥料工業株式会社	三重県四日市市西末広町４番17号
生第109520号	化成肥料	元気サプリ高度化成14号	渡辺パイプ株式会社	東京都千代田区大手町一丁目３番２号
生第109522号	液状肥料	BM有機入り液肥500号	株式会社高村有機技研	東京都千代田区岩本町二丁目１番17号
輸第109470号	硫酸苦土肥料	23天然硫酸苦土	蝶理株式会社	大阪府大阪市中央区淡路町四丁目２番13号
輸第109479号	ひまし油かす及びその粉末	ひまし油粕9.５	株式会社FYC	福岡県福岡市中央区港２丁目１番５号
輸第109481号	副産肥料	副産苦土肥料60	株式会社服部	三重県四日市市広永町577番地
輸第109482号	尿素	農業用尿素J―59	LJTrading株式会社	千葉県佐倉市王子台二丁目26番地12号東丘ビル202
輸第109486号	化成肥料	DAP７号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
輸第109487号	化成肥料	空散肥料3603	蝶理株式会社	大阪府大阪市中央区淡路町四丁目２番13号
輸第109515号	魚かす粉末	魚骨粉５―16	セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地
輸第109516号	副産肥料	アミノ19―０―２	セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地
輸第109517号	化成肥料	９―48―41燐安	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第109518号	化成肥料	９―49―41燐安	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第109521号	副産動植物質肥料	セルストロング酵母発酵物	株式会社ヤングフォレスト	東京都中野区東中野五丁目24番12号
輸第109523号	りん酸アンモニア	りん安１号	奥村商事株式会社	東京都江東区福住一丁目12番15号
輸第109524号	混合りん酸肥料	ようりんケイカル６―45―27―5.５	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目８番２号
輸第109525号	混合石灰肥料	ケイカル混合43―30―４	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目８番２号
輸第109526号	配合肥料	SKコート８号配合肥料P414	三誠国際株式会社	東京都千代田区神田神保町三丁目２番１号サンライトビル701
輸第109527号	配合肥料	SKコート12号特号配合肥料P414	三誠国際株式会社	東京都千代田区神田神保町三丁目２番１号サンライトビル701
輸第109528号	配合肥料	SKコート15号配合肥料P414	三誠国際株式会社	東京都千代田区神田神保町三丁目２番１号サンライトビル701
輸第109529号	家庭園芸用複合肥料	AGROBIZ複合液肥２号	株式会社ユタカグローバル	東京都港区六本木四丁目２番50号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千百三十六号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、令和七年六月十日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年七月十六日　　農林水産大臣　小泉進次郎

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109506号	化成肥料	小野田化成肥料１号	小野田化学工業株式会社	東京都港区海岸一丁目15番１号
生第109510号	混合堆肥複合肥料	混合堆肥複合肥料512号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第109535号	化成肥料	苦土マンガンほう素有機入り化成肥料186号K	九鬼肥料工業株式会社	三重県四日市市西末広町４番17号

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109511号	液状肥料	液状肥料22号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第109534号	液状肥料	DiNAプロリンV	ロイヤル　インダストリーズ株式会社	東京都狛江市和泉本町１丁目15番19号
生第109536号	化成肥料	有機入り化成050	日東エフシー株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目23番地
生第109541号	液状肥料	イールドパワー　モデル二価	有限会社エーリン	大阪府大阪市福島区玉川四丁目10番19号シンセイビル33号室
生第109543号	液状肥料	有機入り液肥２－４－５	玉名化学株式会社	熊本県玉名郡玉東町大字白木987番地の１
生第109550号	液状肥料	有機入り液肥５－４－３	玉名化学株式会社	熊本県玉名郡玉東町大字白木987番地の１
生第109555号	液状肥料	発育王	株式会社　エイ・シー・エム	東京都墨田区両国四丁目８番10号
生第109559号	家庭園芸用複合肥料	K―SAP	ラサ晃栄株式会社	東京都千代田区内神田二丁目６番８号
輸第109509号	被覆窒素肥料	被覆尿素35.0	ラクトップ有限会社	大阪府大阪市西区新町一丁目８番６号
輸第109512号	硫酸アンモニア	20.8硫安	叶産業株式会社	大阪府大阪市中央区伏見町二丁目６番６号
輸第109545号	化成肥料	りん酸尿素	ハイケム株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目３番１号
輸第109546号	りん酸加里	りん酸一加里	ハイケム株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目３番１号
輸第109547号	尿素	尿素　45.0	阪和興業株式会社	大阪府大阪市中央区伏見町四丁目３番９号
輸第109548号	熔成りん肥	18.0熔成りん肥	有限会社キャピタル・イチ・マル・ロク	新潟県新潟市中央区関屋下川原町一丁目３番地15
輸第109554号	化成肥料	PKケイ酸６－４－33―22.5―５	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目８番２号
輸第109556号	化成肥料	17―46―37燐安	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第109557号	化成肥料	16.5―46―37燐安	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第109558号	家庭園芸用複合肥料	AGROBIZ複合液肥１号	株式会社ユタカグローバル	東京都港区六本木四丁目２番50号
輸第109560号	りん酸アンモニア	りん安18―46	株式会社ファイマテック	東京都千代田区神田淡路町二丁目23番１号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○国土交通省告示第五百三十二号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百十一条の七第五項の規定に基づき、航空運送事業の基盤強化に関する方針（令和三年国土交通省告示第五百四十八号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月十六日　　国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
航空運送事業基盤強化方針	航空運送事業基盤強化方針
（略）	（略）
第一　航空運送事業の基盤強化の意義及び目標に関する事項	第一　航空運送事業の基盤強化の意義及び目標に関する事項
航空会社（法第111条の７第２項に規定する定期航空旅客運送事業者をいう。以下同じ。）は、かつてない苦境に立たされた。航空需要は、世界規模での新型コロナウイルス感染症拡大による移動抑制や水際対策などの影響を大きく受け、１回目の緊急事態宣言下の2020年５月には、国内線・国際線ともに対前年比90％超の減少という極めて厳しい状況となったが、その後も相次ぐ変異株の出現等により、旅客需要の回復が想定以上に遅れ、依然として先行きが不透明な状況が続いている。	航空会社（法第111条の７第２項に規定する定期航空旅客運送事業者をいう。以下同じ。）は、かつてない苦境に立たされた。航空需要は、世界規模での新型コロナウイルス感染症拡大による移動抑制や水際対策などの影響を大きく受け、１回目の緊急事態宣言下の2020年５月には、国内線・国際線ともに対前年比90％超の減少という極めて厳しい状況となったが、その後も相次ぐ変異株の出現等により、旅客需要の回復が想定以上に遅れており、依然として先行きが不透明な状況が続いている。
（略）	（略）

また、航空・空港関連企業は、多くの雇用を支えており、航空業界の人材は、日々の安全運航を支え、航空ネットワークの維持・確保の観点からも、その雇用の維持は極めて重要である。運航乗務員や客室乗務員をはじめとする航空業界の人材には高い専門性が求められ、長期にわたる訓練や経験が必要となるものである。航空会社等においても、社員の一時帰休、社外への出向等を実施することにより雇用維持を図りつつ、一時的に事業規模を縮小するなど、様々な工夫を行ってきたところではあるが、政府としても、その雇用維持のための支援を行うことが必要不可欠である。

第二　航空運送事業の基盤強化のために政府が実施すべき施策に関する事項

（略）

１．航空会社の機材投資等の支援のための施策

航空ネットワークは公共交通として国民の社会経済活動を支えるとともに、ポストコロナの我が国の成長戦略の実現に不可欠な「空のインフラ」である。航空旅客需要は回復しつつあるが、コロナ禍前に比べて巨額の有利子負債を抱えるなど、航空会社を取り巻く経営・財務環境は依然として厳しい状況が継続していることから、引き続き、航空会社の経営基盤の強化を図りつつ、航空ネットワークの維持と航空需要の回復・増加にむけた機材投資等を支援する必要がある。そのため、令和３年度（国内線に係る空港使用料（着陸料・停留料・航行援助施設利用料）を合計で約90％軽減、航空機燃料税の税率をコロナ禍前の18,000円／klから9,000円／kl等へ軽減）・令和４年度（国内線に係る空港使用料（着陸料・停留料・航行援助施設利用料）を合計で約60％軽減、航空機燃料税の税率をコロナ禍前の18,000円／klから13,000円／kl等へ軽減）・令和５年度（国内線に係る空港使用料（着陸料・停留料・航行援助施設利用料）を合計で約30％軽減、航空機燃料税は特例措置を５年間延長し、税率をコロナ禍前の18,000円／klから13,000円／kl等へ軽減）・令和６年度（国内線に係る空港使用料（着陸料・航行援助施設利用料）を機材の重量に応じた軽減措置により約100億円軽減、航空機燃料税の税率をコロナ禍前の18,000円／klから13,000円／kl等へ軽減）に引き続き、令和７年度においても、航空機燃料税の税率について、コロナ禍前の18,000円／klから15,000円／kl等へ軽減する措置を実施することとする。

２．雇用維持のための施策

航空会社において、社員の雇用維持のため一時帰休や教育訓練、社外への出向など様々な工夫を行ってきたところではあるが、政府としても、こうした航空会社の自助努力を支えるため、雇用維持のための支援を行う必要がある。

（略）

３．収益性向上努力を支援するための施策

運航にあたっては、まずは、安全・安心な利用環境の確保に努めることが重要である。2023年５月８日、新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、５類感染症に位置づけることとされ、同日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和３年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。令和５年２月10日変更。）に基づき、業界団体による感染拡大予防の取組としてこれまで自主的に策定し随時改訂されてきた「航空分野における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和２年５月14日一般社団法人全国空港事業者協会及び定期航空協会決定。令和５年３月14日変更。）が廃止され、事業者は自主的な感染拡大防止策に取り組むこととされている。政府としても、自主的な感染対策について必要となる情報提供等により、事業者の取組を支援し、国際的な人の往来の回復に適切に対応していく必要がある。

また、航空・空港関連企業は、多くの雇用を支えており、航空業界の人材は、日々の安全運航を支え、航空ネットワークの維持・確保の観点からも、その雇用の維持は極めて重要である。運航乗務員や客室乗務員をはじめとする航空業界の人材には高い専門性が求められ、長期にわたる訓練や経験が必要となるものである。航空会社等においても、社員の一時帰休、社外への出向等を実施することにより雇用維持を図りつつ、一時的に事業規模を縮小するなど、様々な工夫を行っている中、政府としても、その雇用維持のための支援を行うことが必要不可欠である。

第二　航空運送事業の基盤強化のために政府が実施すべき施策に関する事項

（略）

１．航空会社の機材投資等の支援のための施策

航空ネットワークは公共交通として国民の社会経済活動を支えるとともに、ポストコロナの我が国の成長戦略の実現に不可欠な「空のインフラ」である。航空旅客需要は回復しつつあるが、コロナ禍前に比べて巨額の有利子負債を抱えるなど、航空会社を取り巻く経営・財務環境は依然として厳しい状況が継続していることから、引き続き、航空会社の経営基盤の強化を図りつつ、航空ネットワークの維持と航空需要の回復・増加にむけた機材投資等を支援する必要がある。そのため、令和３年度（国内線に係る空港使用料（着陸料・停留料・航行援助施設利用料）を合計で約90％軽減、航空機燃料税の税率をコロナ禍前の18,000円／klから9,000円／kl等へ軽減）・令和４年度（国内線に係る空港使用料（着陸料・停留料・航行援助施設利用料）を合計で約60％軽減、航空機燃料税の税率をコロナ禍前の18,000円／klから13,000円／kl等へ軽減）・令和５年度（国内線に係る空港使用料（着陸料・停留料・航行援助施設利用料）を合計で約30％軽減、航空機燃料税は特例措置を５年間延長し、コロナ禍前の18,000円／klから13,000円／kl等へ軽減）に引き続き、令和６年度においても、国内線に係る空港使用料（着陸料・航行援助施設利用料）について、機材の重量に応じた軽減措置により約100億円の軽減、航空機燃料税について、令和５年度同様に税率をコロナ禍前の18,000円／klから13,000円／kl等へ軽減する措置を実施することとする。

２．雇用維持のための施策

航空会社において、社員の雇用維持のため一時帰休や教育訓練、社外への出向など様々な工夫を行っている中、政府としても、こうした航空会社の自助努力を支えるため、雇用維持のための支援を行う必要がある。

（略）

３．収益性向上努力を支援するための施策

運航にあたっては、まずは、安全・安心な利用環境の確保に努めることが重要である。2023年５月８日、新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、５類感染症に位置づけることとされ、同日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和３年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。令和５年２月10日変更。）に基づき、業界団体による感染拡大予防の取組としてこれまで自主的に策定し随時改訂されてきた「航空分野における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和２年５月14日一般社団法人全国空港事業者協会及び定期航空協会決定。令和５年３月14日変更。）が廃止され、事業者は今後自主的な感染拡大防止策に取り組むこととされている。政府としても、自主的な感染対策について必要となる情報提供等により、事業者の取組を支援し、国際的な人の往来再開に向けて適切に対応していく必要がある。

このほか、遊覧飛行等における飛行経路設定の柔軟化など、必要な輸送需要への的確な対応や新たな航空需要獲得等についても、継続して支援を行っていくこととする。	このほか、欠航している国際線機材を活用した遊覧飛行等における飛行経路設定の柔軟化など、必要な輸送需要への的確な対応や新たな航空需要獲得等についても、継続して支援を行っていくこととする。	
４．コスト削減努力を支援するための施策 航空分野では、安全確保の観点から航空機・乗員・運航・整備等について、国際的な整合性もとりつつ種々の安全規制が課されているが、技術の進展等も踏まえて、随時、規制や運用の見直しが行われてきた。こうした中で、今般のコロナ禍に端を発する航空・空港関連企業を取り巻く状況を踏まえ、ポストコロナに向けたコスト削減を支援する観点から、安全確保を大前提として、航空需要の回復に対応した事業展開を支援するための規制や運用の見直しを集中的に行うこととする。	４．コスト削減努力を支援するための施策 航空分野では、安全確保の観点から航空機・乗員・運航・整備等について、国際的な整合性もとりつつ種々の安全規制が課されているが、技術の進展等も踏まえて、随時、規制や運用の見直しが行われてきた。こうした中で、今般のコロナ禍に端を発する航空・空港関連企業を取り巻く状況を踏まえ、短期的には各社の事業継続を支え、さらに、中長期的にはポストコロナに向けコスト削減を支援する観点から、安全確保を大前提として、今後見込まれる航空需要の回復に対応した事業展開を支援するための規制や運用の見直しを集中的に行うこととする。	
（略）	（略）	
５．（略）	５．（略）	
第三　空港の機能の確保のために政府が実施すべき施策に関する事項	第三　空港の機能の確保のために政府が実施すべき施策に関する事項	
（略）	（略）	
空港の機能は、滑走路や誘導路といった空港の施設だけでなく、空港会社、空港機能施設事業者をはじめ、グランドハンドリング（空港地上支援）、航空機給油、保安検査等のサービスを提供する様々な空港関連企業によって支えられている。しかしながら、今般の航空需要の大幅な減少により、空港関連企業はいずれも収入が激減し、大変厳しい経営環境にあった。	空港の機能は、滑走路や誘導路といった空港の施設だけでなく、空港会社、空港機能施設事業者をはじめ、グランドハンドリング（空港地上支援）、航空機給油、保安検査等のサービスを提供する様々な空港関連企業によって支えられている。しかしながら、今般の航空需要の大幅な減少により、空港関連企業はいずれも収入が激減しており、大変厳しい経営環境にあった。	
（略）	（略）	
１．（略）	１．（略）	
２．雇用維持のための施策 空港関連企業各社において、社員の雇用維持のため一時帰休や教育訓練、社外への出向など様々な工夫を行ってきたところではあるが、政府としても、こうした空港関連企業の取組を支えるため、雇用維持のための支援を行う必要がある。	２．雇用維持のための施策 空港関連企業各社において、社員の雇用維持のため一時帰休や教育訓練、社外への出向など様々な工夫を行っている中、政府としても、こうした空港関連企業の取組を支えるため、雇用維持のための支援を行う必要がある。	
３．・４．（略）	３．・４．（略）	
第四　航空運送事業の基盤強化のために定期航空旅客運送事業者が講ずべき措置に関する事項	第四　航空運送事業の基盤強化のために定期航空旅客運送事業者が講ずべき措置に関する事項	
（略）	（略）	
１．事業構造の変革	１．事業構造の変革	
（略）	（略）	
このような中で、令和３年度から令和６年度までにおける空港使用料や航空機燃料税の軽減に引き続き、令和７年度においても航空機燃料税が軽減されることとなっていることを踏まえ、今後の需要回復に速やかに対応できる供給体制の確保やポストコロナに向けた需要増加への対応のために、機材導入等の設備投資を進める必要がある。その際、５．に掲げるカーボンニュートラルへの対応を念頭に置くことが重要である。	このような中で、令和３年度、４年度及び５年度に引き続き、令和６年度においても空港使用料や航空機燃料税が軽減されることとなっていることを踏まえ、今後の需要回復に速やかに対応できる供給体制の確保やポストコロナに向けた需要増加への対応のために、機材導入等の設備投資を進める必要がある。その際、５．に掲げるカーボンニュートラルへの対応を念頭に置くことが重要である。	
２．～５．（略）	２．～５．（略）	
第五　その他	第五　その他	
１．空港整備勘定の収支を長期的に均衡させるための方針	１．空港整備勘定の収支を長期的に均衡させるための方針	
令和３年度から令和７年度までに実施する空港使用料及び航空機燃料税の減免による歳入の減少に伴う空港整備勘定の借入金の償還により、空港整備事業に充当する財源が減少することを踏まえ、旅客需要の回復後における空港整備需要の増加等に対応するため、空港整備勘定の収支均衡のための措置が必要となる可能性があることから、旅客需要の増加に伴う増収や空港整備勘定の歳出の適正化についても留意して、空港使用料の見直しについて検討し、必要な措置を講ずる。	令和３年度から令和６年度までに実施する空港使用料及び航空機燃料税の減免による歳入の減少に伴う空港整備勘定の借入金の償還により、空港整備事業に充当する財源が減少することを踏まえ、旅客需要の回復後における空港整備需要の増加等に対応するため、空港整備勘定の収支均衡のための措置が必要となる可能性があることから、旅客需要の増加に伴う増収や空港整備勘定の歳出の適正化についても留意して、空港使用料の見直しについて検討し、必要な措置を講ずる。	
具体的には、令和９年度から令和18年度にかけて、年間200億円程度の財源減少が生じると見込まれることを踏まえ、その回復を図るため、令和９年度から空港使用料を適正な水準に定める。	具体的には、令和７年度から18年度にかけて、年間160億円程度の財源減少が生じると見込まれることを踏まえ、その回復を図るため、空港使用料を適正な水準に定める。	
２．（略）	２．（略）	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第五百三十三号

首都圏新都市鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更の認可申請事案（事案番号令七第四〇〇二号）については、令和七年六月二十六日付け国運審第九号により、運輸審議会から、申請どおり認可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

令和七年七月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

○国土交通省告示第五百三十四号

次の水先免状を無効としたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸経済安定本部令第一号）第八条の規定により告示する。

令和七年七月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

免状の種類	免状番号	氏名	交付年月日
秋田船川水先区一級水先人水先免状	第四九七九号	佐藤　金光	令和六年七月二十四日

○茨城県公安委員会告示第五十五号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月十六日

茨城県公安委員会委員長　藤川　雅海

特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日茨城県公安委員会告示第五十四号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前

主たる事務所の所在地　大阪府大阪市中央区島之内一丁目十四番十四号

変更後

主たる事務所の所在地　大阪府寝屋川市香里北之町十二番十八号

○岐阜県公安委員会告示第十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月十六日

岐阜県公安委員会委員長　林　正子

特定抗争指定暴力団等

令和六年八月二日岐阜県公安委員会告示第十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前

主たる事務所の所在地　大阪府大阪市中央区島之内一丁目十四番十四号

変更後

主たる事務所の所在地　大阪府寝屋川市香里北之町十二番十八号

○愛知県公安委員会告示第十七号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月十六日

愛知県公安委員会委員長　中尾　友紀

特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日愛知県公安委員会告示第十号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前

主たる事務所の所在地　大阪府大阪市中央区島之内一丁目十四番十四号

変更後

主たる事務所の所在地　大阪府寝屋川市香里北之町十二番十八号

○三重県公安委員会告示第十九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月十六日

三重県公安委員会委員長　志田　幸雄

特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日三重県公安委員会告示第十六号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前

主たる事務所の所在地　大阪府大阪市中央区島之内一丁目十四番十四号

変更後

主たる事務所の所在地　大阪府寝屋川市香里北之町十二番十八号

○滋賀県公安委員会告示第八十九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月十六日

滋賀県公安委員会委員長　髙橋　啓子

特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日滋賀県公安委員会告示第七十号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前

主たる事務所の所在地　大阪府大阪市中央区島之内一丁目十四番十四号

変更後

主たる事務所の所在地　大阪府寝屋川市香里北之町十二番十八号

○京都府公安委員会告示第百十二号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月十六日

京都府公安委員会委員長　在田　正秀

特定抗争指定暴力団等

令和六年八月二日京都府公安委員会告示第百三十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前

主たる事務所の所在地　大阪府大阪市中央区島之内一丁目十四番十四号

変更後

主たる事務所の所在地　大阪府寝屋川市香里北之町十二番十八号

○大阪府公安委員会告示第九十一号

次の指定暴力団につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月十六日

大阪府公安委員会委員長　辻内　宏治

指定暴力団

令和六年三月十一日大阪府公安委員会告示第十三号に係る指定番号六二二四―一の指定暴力団（絆會）

変更前

主たる事務所の所在地　大阪府大阪市中央区島之内一丁目十四番十四号

変更後

主たる事務所の所在地　大阪府寝屋川市香里北之町十二番十八号

○大阪府公安委員会告示第九十二号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月十六日

大阪府公安委員会委員長　辻内　宏治

特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日大阪府公安委員会告示第六十四号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前

主たる事務所の所在地　大阪府大阪市中央区島之内一丁目十四番十四号

変更後

主たる事務所の所在地　大阪府寝屋川市香里北之町十二番十八号

○兵庫県公安委員会告示第百四十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月十六日

兵庫県公安委員会委員長　津田　隆雄

特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日兵庫県公安委員会告示第百四十五号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前

主たる事務所の所在地　大阪府大阪市中央区島之内一丁目十四番十四号

変更後

主たる事務所の所在地　大阪府寝屋川市香里北之町十二番十八号

国会事項

参議院

常任委員長辞任

七月十四日議長において、次の常任委員長の辞任を許可した。

予算委員長　鶴保　庸介

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　林　芳正

外務大臣岩屋毅帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（七月十二日）

○環境大臣臨時代理

国務大臣　小泉進次郎

環境大臣浅尾慶一郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　小泉進次郎

内閣府特命担当大臣浅尾慶一郎海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力防災）事務代理を命ずる（以上七月十三日）

内閣官房副長官補に任命する

内閣官房副長官補　市川　恵一

願に依り本官を免ずる（以上七月十四日）

消費者庁

（厚生労働省医薬局医療機器審査管理課長）厚生労働技官　高江　慎一

内閣府技官（消費者庁食品衛生基準審査課長）に転任させる

（消費者庁食品衛生基準審査課長）内閣府技官　紀平　哲也

厚生労働省に出向させる

（金融庁証券取引等監視委員会事務局開示検査課長）内閣府事務官　森島　英之

消費者庁参事官（調査研究・国際担当）に転任させる

（消費者庁参事官（調査研究・国際担当））同　柳沢　信高

金融庁に出向させる（以上七月八日）

法務省

司法試験委員会委員に任命する

細田　啓介

司法試験委員会委員を免ずる（以上七月十四日）

三角　比呂

叙位・叙勲

○叙位

従四位に叙する

照沼　康孝

正五位に叙する（各通）

佐藤　蔀　豊福　一喜

従五位に叙する（各通）

石井　徳　仙波　忠夫　山本　修三

正六位に叙する（各通）

泉　博治　大西　正男　加藤　修

木下　清　櫻井　三男　木村　武壽

靜　孝義　精進　重仁　藤田　元吾

（京都府井手町議会議員）

都築　哲史　畑中　徹

増村　宏　渡辺　隆

従七位に叙する（各通）

千葉　隆　土山　正夫　長澤　浩史

正七位に叙する

鈴木　幸雄　白倉　信

従七位に叙する（各通）（以上六月九日）

中山　瑞穂

正五位に叙する

鎌田　敏明　熊谷　猛

従五位に叙する（各通）

末永奈穂子

正六位に叙する

梅村　武美　大沼　俊雄

曽根　敏雄　武田　憲二

長谷川治美

従六位に叙する（各通）

中島　敏彦

正七位に叙する（各通）

安齋　長昇　藤根　文晴　三高　利男

従七位に叙する（各通）（以上六月十日）

（宮崎大学名誉教授）　住吉　昭信

従三位に叙する

正五位に叙する

白尾　惇

鯉渕　四郎　高橋　源二

従五位に叙する（各通）

上原　一治　神山　照秋　竹澤　忠文

高橋　仁　田中　安　下又　善作

正六位に叙する（各通）

足立　義信　海井　隆司

（防衛技官）　遠藤　伸行

鎌倉　玄悦　隅　連穂　行方　幸雄

水間　司　武藤　正三　和田　惠

従六位に叙する（各通）

阿久津金市　石垣　寿子　打越　正行

亀田　訓利　小島　澄夫　田野実　栄

正七位に叙する（各通）

一色　芳　宇津野　茂

佐藤喜代治　山根　正則　佐々木勝壽

従七位に叙する（各通）（以上六月十一日）

石田　昂

従五位に叙する

藤原　勉　三好　健一

従六位に叙する（各通）（以上六月十二日）

土屋　征助

従六位に叙する

平田　弘

正七位に叙する（以上六月十三日）

今田　和

従六位に叙する

今井　正夫　山岸　寛

正七位に叙する（各通）（以上六月十四日）

○叙勲

（京都府井手町議会議員）

木村　武壽

旭日双光章を授ける

（薩摩川内市議会議員）

帶田　裕達

旭日単光章を授ける（各通）（以上六月九日）

竹山　武司

旭日単光章を授ける（六月十二日）

濱川　末松

旭日単光章を授ける（六月十三日）

小野　和彦　清水　邦彦

旭日単光章を授ける（各通）（六月十三日）

佐藤　蔀　都築　哲史

瑞宝小綬章を授ける（各通）

金丸　辰彦　精進　重仁

長渡　清治　畑中　徹　増村　宏

四辻　正之　渡辺　隆

瑞宝双光章を授ける（各通）

北岡　利幸　長澤　浩史

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月九日）

末永奈穂子

瑞宝小綬章を授ける

岡本　將器　熊谷　猛

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上六月十日）

白尾　惇　竹澤　忠文

瑞宝小綬章を授ける（各通）

石垣　寿子　海井　隆司

（防衛技官）　遠藤　伸行

和田　惠

瑞宝双光章を授ける（各通）

一色　芳　打越　正行　宇津野　茂

佐々木勝壽　田野実　栄　武藤　正三

山根　正則

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月十一日）

染谷　宗壱　三好　健一

瑞宝双光章を授ける（各通）

藤原　勉

瑞宝単光章を授ける（以上六月十二日）

平田　弘

瑞宝単光章を授ける（六月十三日）

今田　和

瑞宝双光章を授ける（六月十四日）

三平　政好

瑞宝単光章を授ける（四月二十日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ブルネイ国王陛下の御誕生日につき、七月十四日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

登録海技免状更新講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十七において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免状更新講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十七において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年七月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録海技免状更新講習実施機関の名称
（変更前）ＭＯＬ　マリン＆エンジニアリング株式会社
（変更後）商船三井マリテックス株式会社
二　変更年月日　令和７年四月一日

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十七において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免状更新講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十七において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年七月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録海技免状更新講習実施機関の名称　一般社団法人日本海上交通安全協会
二　登録海技免状更新講習の種類
（変更前）航海、通信
（変更後）航海、機関、通信
三　変更年月日　令和７年七月十一日

登録海技免状失効再交付講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第九条の七の四において準用する同令第四条の十の規定に基づき、次の登録海技免状失効再交付講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同令第九条の七の四において準用する同令第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年七月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録海技免状失効再交付講習実施機関の名称　一般社団法人日本海上交通安全協会
（変更前）ＭＯＬ　マリン＆エンジニアリング株式会社
（変更後）商船三井マリテックス株式会社
二　変更年月日　令和７年四月一日

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第九条の七の四において準用する同令第四条の十の規定に基づき、次の登録海技免状失効再交付講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同令第九条の七の四において準用する同令第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年七月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録海技免状失効再交付講習実施機関の名称　一般社団法人日本海上交通安全協会
二　登録海技免状失効再交付講習の種類
（変更前）航海、通信
（変更後）航海、機関、通信
三　変更年月日　令和７年七月十一日

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年七月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録船舶職員養成施設の名称　海上保安学校
二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名
（変更前）校長　川上　誠
（変更後）校長　松浦あずさ
三　変更年月日　令和７年四月一日

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年七月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録船舶職員養成施設の名称　宮城県気仙沼向洋高等学校
二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名
（変更前）白幡　充
（変更後）杉山　秀樹
三　変更年月日　令和７年四月一日

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年七月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録海技免許講習実施機関の名称　海上保安学校
二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名
（変更前）校長　川上　誠
（変更後）校長　松浦あずさ
三　変更年月日　令和７年四月一日

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年七月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録海技免許講習実施機関の名称　宮城県気仙沼向洋高等学校
二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名
（変更前）白幡　充
（変更後）杉山　秀樹
三　変更年月日　令和７年四月一日

登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の十の規定に基づき、次の登録電子海図情報表示装置講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年七月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　海上保安学校
二　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の代表者の氏名
（変更前）川上　誠
（変更後）松浦あずさ
三　変更年月日　令和７年四月一日

国土交通省防災業務計画の修正要旨の公表について

国土交通省防災業務計画を修正したので、災害対策基本法第36条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

令和７年７月16日

国土交通大臣　中野　洋昌

国土交通省防災業務計画の修正要旨

一　修正の目的
令和７年７月の防災基本計画の修正等を受け、所要の修正を行った。
二　修正年月日
令和７年７月１日
三　修正の要旨
道路啓開計画の策定・定期的な見直しの法定化、地方管理空港等の災害復旧工事等の国による代行、港湾における官民協働での高潮対策（協働防護）、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの増強と多様な主体との連携強化による被災自治体への新たな応援体制の構築等に関する所要の修正を行った。

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人安田錦治郎の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年７月16日　津地方法務局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

書面による計算報告

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和七年六月四日
　掲載頁　一二二頁（号外第一二三号）
（乙）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和七年六月四日
　掲載頁　一二二頁（号外第一二三号）

令和七年七月十六日
東京都港区東麻布一丁目九番一五号
（甲）リンクタイズ株式会社
代表取締役　角田勇太郎
東京都港区東麻布一丁目九番一五号
（乙）株式会社ライトハウスメディア
代表取締役　上野　研統

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　日刊工業新聞
　掲載の日付　令和七年七月十五日
　掲載頁　三頁
（乙）掲載　官報
　掲載の日付　令和七年六月二十五日
　掲載頁　一二三頁（号外第一四三号）

令和七年七月十六日
長野県上高井郡小布施町大字雁田三六一番地一
（甲）ＤＭノバフォーム株式会社
代表取締役　塩﨑　英輔
東京都千代田区麹町二丁目六番地五
（乙）株式会社ＪＳＫ14
代表取締役　吉川　明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.s-grid.site/ir
（乙）http://www.kawabe-sys.co.jp/ir
（丙）http://www.n-training.co.jp/ir

給与所得者等再生による再生計画取消

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十六日
京都市中京区壬生坊城町一番地の一
（甲）グリッド株式会社
代表取締役　大中　忠生
京都市中京区壬生坊城町一番地の一
（乙）株式会社川部
代表取締役　田中　佑樹
京都市中京区壬生坊城町一番地の一
（丙）株式会社野村
代表取締役　田中　佑樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲・乙）
　掲載紙　日刊工業新聞
　掲載の日付　令和七年七月三日
　掲載頁　十七頁

令和七年七月十六日
大阪市淀川区西中島六丁目三番一四号
（甲）株式会社ビジネスブレーン
代表取締役　杉浦　稔之
福岡市博多区博多駅中央街五番一一号
（乙）株式会社ＢＯＫＡＮ
代表取締役　加地　倫文

合併公告

左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併については令和七年七月八日付で岡山県の認可を得ております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十六日
岡山県倉敷市幸町二番三〇号
（甲）社会医療法人創和会
理事長　重井　文博
岡山市北区大元駅前三番五七号
（乙）医療法人三祥会
理事長　重井　文博

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社野村商事（埼玉県所沢市本郷一〇八六番地の九）に対して、当社の飲食店事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社は計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月十六日
長野県安曇野市穂高有明三六一八番地四四
有限会社大和商事
代表取締役　野村　光雄

組織変更公告

当組合は、令和七年七月五日開催の総会の決議により、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は令和七年九月八日です。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年七月十六日
秋田県仙北市田沢湖生保内字船場五七番地
農事組合法人ドリームＴＡＺＡＷＡＫＯ
ファーム　理事　藤原　竜一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社ポアンカレとします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十六日
埼玉県児玉郡上里町大字七本木二四六七番地七
合同会社ポアンカレ
代表社員　飯田　麻理

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社ゲーデルとします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十六日
埼玉県児玉郡上里町大字七本木二四六七番地七
合同会社ゲーデル
代表社員　飯田　麻理

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十六日
埼玉県東松山市下唐子一二〇二―三
ＦＫサービス合同会社
代表社員　福島　将一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十六日

千葉県山武郡横芝光町尾垂イ三五一三番地二二七

合同会社パパス

代表社員　可香　庄吾

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十六日

千葉県鎌ケ谷市中央二丁目二三番五号

合同会社Ｍａｋｅ　Ｓｅｎｓｅ

代表社員　石森　寛隆

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十六日

東京都江戸川区平井六丁目四七―一三

ライフケア平井合同会社

代表社員　林　文博

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月二十二日であり、組織変更後の商号は株式会社リトルノとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十六日

東京都台東区寿二丁目三番三―一二〇三号

リトルノ合同会社

代表社員　松藤　祐吾

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十六日

大阪市西区立売堀一丁目二番一四号（八階）

ＧＺＩ合同会社

代表社員　姚　幸子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十六日

和歌山県橋本市東家四丁目一七―一三

合同会社ＬＯＶＥ　ＡＮＤ　ＣＯＭＥＤＹ

代表社員　奥村　美貴

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百七十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十六日

北海道美唄市字茶志内九七番地二二

合同会社なかむらえぷろん倶楽部

代表社員　加藤　明美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した事業年度はありません。

令和七年七月十六日

徳島県板野郡上板町高瀬一〇二八番地一

株式会社ＴＭＳＦ

代表取締役　古川　貴士

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十三億三千五百五十八万一千五百十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月十六日

栃木県佐野市栄町一番地四

新日金ホールディングス株式会社

代表取締役　磯野　英信

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一千五十七万五千円、資本準備金の額を二億一千八百二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月十六日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ４４株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一千二百二十二万五千円、資本準備金の額を二億一千九百六十七万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月十六日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ５２株式会社

代表取締役　西野　貴司

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十六日

岩手県釜石市大渡町一丁目五番八号

東陵総業株式会社

代表取締役　阿部　正喜

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十六日

岩手県盛岡市大慈寺町一〇番三四号あさ開内

株式会社みちのくあかね会

代表取締役　横田比奈子

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十六日

名古屋市南区上浜町二一五番地二

株式会社佐野塗工店

代表取締役　佐野　智正

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十六日

兵庫県加古川市野口町良野一五〇六番地

株式会社三洋ビル

代表取締役　前川　容洋

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十六日

福岡市博多区麦野五丁目一〇番二二号

ヤマト消火器販売商事株式会社

代表取締役　西本善一朗

合併につき株券等提出公告

当社は、ＤＭノバフォーム株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年九月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年七月十六日

東京都千代田区麹町二丁目六番地五

株式会社ＪＳＫ14

代表取締役　吉川　明

取得条項付新株予約権の取得及び取得日の通知公告

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得することにいたしましたので公告します。

一、取得する取得条項付新株予約権
第一回新株予約権

二、取得の日　令和七年七月三十一日

令和七年七月十六日
東京都千代田区有楽町一丁目五番二号
株式会社ゼウス・エンタープライズ
代表取締役　吉房　滋

確定給付企業年金の清算公告（第１回）

当社の規約型確定給付企業年金は、令和七年三月三十日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

令和七年七月十六日
東京都港区虎ノ門二丁目一番一号
商船三井マリテックス株式会社
確定給付企業年金清算人　芦村　和男

正誤

ページ	段	行	誤	正
四七八	一七	改正前欄	2.737	2.737
四八九	一	改正後欄	0.0238	0.0238
五二一	一	改正後欄	0.07097	0.07097
〃	一	改正前欄	0.07110	0.07110
〃	一	改正後欄	0.07102	0.07102
〃	一	改正前欄	0.07116	0.07116
〃	一	改正後欄	0.07120	0.07120
〃	一	改正前欄	0.07135	0.07135
〃	一	改正後欄	0.07151	0.07151
〃	一	改正前欄	0.07169	0.07169
〃	一	改正後欄終りから三	「システム未導入」又は「ガバメントクラウド」	「システム未導入」又は「ガバメントクラウド」
〃	一	改正前欄	「システム未導入」	「システム未導入」
〃	一	改正後欄	数	数
五八八	一	改正後欄	〃	〃
〃	一	改正後欄	六	六
〃	一	改正前欄	数	数
〃	一	改正後欄	〃	〃
〃	一	改正後欄	〃	〃
〃	一	改正後欄	〃	〃